

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 市民センターの使用料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民部
市民センター室】 48

◇ 市 議 会

- 北九州市議会図書室規程の一部を改正する規程【市議会事務局政策調
査課】 49

北九州市告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市民センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年1月18日

北九州市長 北橋健治

市民センターの名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立松ヶ江北市民センター 伊川市民サブセンター	伊川まちづくり協議会 会長 武田昭彦	北九州市門司区 大字伊川146 2番地の1	平成25年1月19日 から同年3月31日 まで

北九州市議会規程第1号

北九州市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年1月18日

北九州市議会議長 佐々木健五

北九州市議会図書室規程の一部を改正する規程

北九州市議会図書室規程（昭和52年北九州市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項及び第17項」を「第100条第17項及び第18項」に改める。

第3条第3項中「第1項に規定する北九州市議会関係者及び」を削る。

付 則

この規程は、平成25年1月18日から施行する。ただし、第1条及び第2条第1号の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第15項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行する。